## 電気通信大学国際教育センター規程

平成16年 4月 1日 改正 平成18年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成20年 4月 1日 平成21年 4月 1日 平成22年 4月20日 平成24年 5月22日 平成29年 1月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、 電気通信大学国際教育センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定 めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学(以下「本学」という。)における外国人留学生及び 海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言を行うとともに、外国人留学 生の受入強化及び本学の学生の海外派遣の促進に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 外国人留学生の受入強化に関すること。
  - (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言に関すること。
  - (3) 外国人留学生に対する日本語及び日本事情の教育に関すること。
  - (4) 本学の学生の海外派遣の促進に関すること。
  - (5) 海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導助言に関すること。
  - (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 教授
  - (3) 准教授又は講師
  - (4) その他の職員
  - (5) 第6条に定める副センター長
- 2 前項に掲げる者のほか、センターの目的を達成するため、本学の専任の教育研究職員 のうち、センターにおいて、センター専任の教育研究職員と同等の業務を行うものを兼 務教員として置くことができる。

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の理事又は 職員から学長が指名することができる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以 前でなければならない。

(部門)

- 第7条 センターの業務を分掌するため、国際学生交流部門及び国際教育部門を置く。
- 2 前項の各部門に部門コーディネーターを置き、センター長が指名する。
- 3 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第8条 センターに、センターの運営に関する基本的方策その他重要事項を審議するため、 電気通信大学国際教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育コース等)

- 第9条 センターに次に掲げる教育コース及びプログラムを置く。
  - (1) 日本語研修コース
  - (2) 学部入学前予備教育コース
  - (3) 短期留学プログラム
- 2 教育コース等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 電気通信大学国際交流推進センター教育研究職員の選考に関する細則は、廃止する。 附 則
  - この規程は、平成24年5月22日から施行する。 附 則
  - この規程は、平成29年2月1日から施行する。